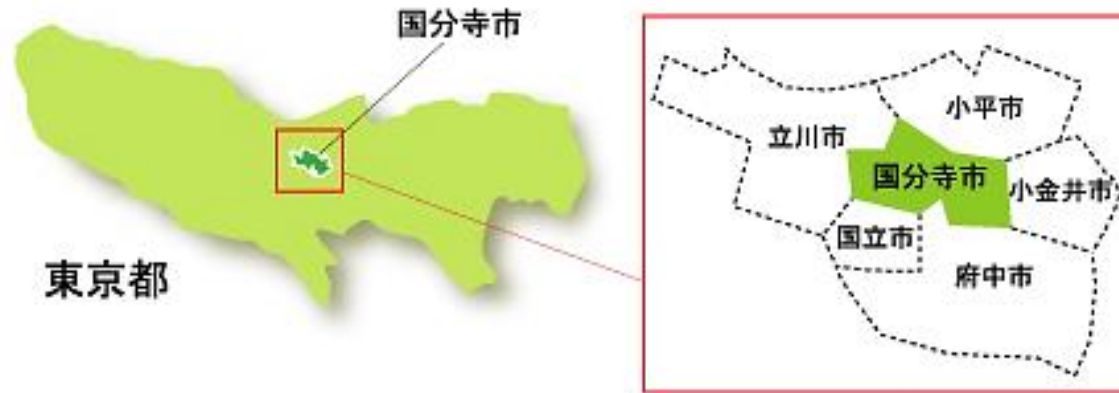


# 国分寺市 重層的支援体制整備事業について

「魅力あふれ ひとがつながる 文化都市国分寺」



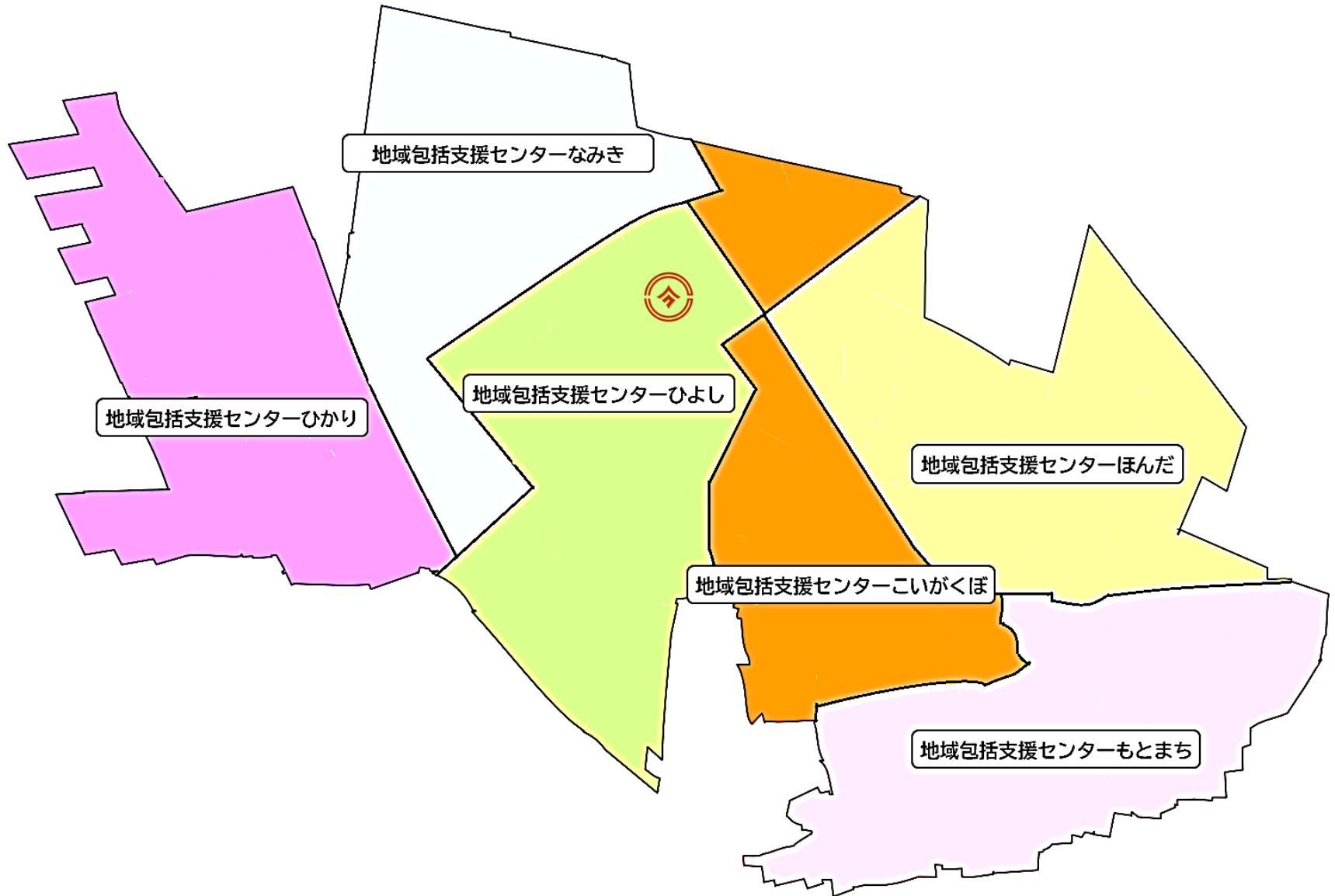
国分寺市は東京都の中心(重心), いわゆる東京のへそに位置しています。

- 面積 11.46平方キロメートル
- 人口 127,683人
- 高齢化率 21.8%

※令和3年11月1日現在

- 日常生活圏域 二圏域(東部地域・西部地域)
- 中学校区 5校区

# 国分寺市地域包括支援センター



地域包括支援センターは市内6か所にあります。

## 国分寺市総合ビジョン

# 地域福祉計画

地域福祉に関わる各個別計画の施策や個別計画の枠に入らない領域の施策を含めた横断的・包括的な計画

高齢者保健  
福祉計画  
・  
介護保険事  
業計画

障害者計画  
・  
障害福祉  
計画  
・  
障害児福祉  
計画

子ども若者  
・子育て  
いきいき  
計画

健康増進  
計画

成年後見制  
度利用促進  
基本計画

自殺対策  
計画

再犯防止  
推進計画

連携

その他の計画等

- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

# 国分寺市地域福祉計画 平成27年度～令和6年度(10年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国分寺市総合ビジョン	第四次 長期総合計画 (後期)		総合ビジョン							
地域福祉計画	地域福祉計画									
成年後見制度利用促進基本計画							成年後見制度利用促進基本計画 令和3年度～令和6年度			
自殺対策計画							自殺対策計画 令和3年度～令和6年度			
再犯防止推進計画							再犯防止推進計画 令和3年度～令和6年度			
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画 平成27年度～平成29年度			高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 平成30年度～令和2年度			高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画 令和3年度～令和5年度			高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画
介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度			平成30年度～令和2年度			令和3年度～令和5年度			
障害者計画	障害者計画 (第3次)						障害者計画 (第4次)			
障害福祉計画	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			障害福祉
障害児福祉計画				第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			障害児
児童育成計画	子育て・子育ていきいき計画 (後期) 次世代育成支援対策行動計画 (第三期)					子ども若者・子育ていきいき計画 次世代育成支援対策行動計画				
母子保健計画	子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画 子ども・若者計画				
健康増進計画	健康増進計画									

# 国分寺市における地域共生へ向けた取組

時期	内容
H27.9	「国分寺市地域福祉計画(平成27年度～平成36年度)」「国分寺市地域福祉計画実施計画(平成27年度～平成29年度)」策定
H27.11	地域福祉の担い手の方々の情報交換及び情報共有の場として「国分寺市地域福祉推進協議会」設置
H30.3	「国分寺市地域福祉計画実施計画(平成30年度～平成32年度)」策定
H30.4	機構改革により「福祉保健部地域福祉課」を名称変更し「健康部地域共生推進課」を設置
H30.8	健康部, 福祉部及び子ども家庭部の相談支援業務について, 総合調整, 情報共有及び連携強化を図るため「相談支援総合調整会議」設置
H31.4	福祉ニーズの多様化, 複雑化へ対応するため, 地域福祉コーディネーターを配置し「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を開始
R3.3	「国分寺市地域福祉計画実施計画(後期)・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画(令和3年度～令和6年度)」策定

# 重層的支援体制整備事業の構築に向けた動き(予定)

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

時期	内容
R3. 4月	情報収集
5月～	庁内関係部署との打合せ
6月～	相談支援総合調整会議での検討
7～8月	都内実施(予定)自治体調査
7月～	地域福祉推進委員会での審議
7～9月	関係機関等ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護センターこくぶんじ運営委員会</li> <li>・ 地域福祉推進協議会</li> <li>・ 地域ケア会議</li> <li>・ 障害者地域自立支援協議会</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会</li> <li>・ 生活困窮者自立相談支援事業連絡会</li> </ul>
10～R4. 3月	事業スキーム, 方向性の検討
6月～	実施計画案作成
10月	実施計画決定
R5. 1～3月	関係団体等へ周知

R5.4月 重層的支援体制整備事業開始





## ◆整備イメージ

現行事業を活用及び拡充して整備することから、「社会福祉協議会」へ委託とし、多分野及び多機関との連携体制による推進が必要な大規模事業であることから、人員等の体制強化をすることにより、円滑な移行を図る必要がある。

### ①相談支援(包括的相談支援事業)

⇒各分野における相談支援事業の活用

⇒福祉の総合相談窓口の設置(第2庁舎内及びアウトリーチ)の検討

### ②参加支援(新規)

### ③地域づくりに向けた支援

⇒各分野における地域づくりに向けた支援事業の活用

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業(新規)

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規)

### ⑤多機関協働事業(新規)

### ⑥支援プランの作成(新規)

⇒現行の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(地域福祉コーディネーター事業)を活用・拡充して②～⑥の新規事業を一体的に実施

※社会福祉協議会委託

⇒市職員が相談支援包括化推進員を兼務し、支援会議の開催、地域福祉コーディネーターへの後方支援、関係各課との連携・調整を実施

※市直営

# 国分寺市の主な支援機関

分野	拠点	箇所数
高齢	地域包括支援センター	6か所
障害	障害者基幹相談支援センター	1か所
子ども	子ども家庭支援センター	1か所
	子育て世代包括支援センター	1か所
困窮	自立生活サポートセンター	1か所
総合相談	地域福祉コーディネーター (ボランティア活動センター内)	1か所

# 重層的支援体制整備事業と国分寺市の既存事業の関係

令和4年12月27日現在

重層的支援体制整備事業の内容については、新事業の三つの支援について、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第3号までに規定。

三つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を第4号から第6号に規定。

重層的支援体制整備事業

		機能	国で示す既存制度の対象事業等	担当課	国分寺市での既存事業名	
第1号	イ	相談支援	地域包括支援センターの運営	高齢福祉課	包括的支援事業	
	ロ		障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター事業	
	ハ		利用者支援事業	子育て相談室	子育て相談室	子育て応援パートナー事業
				健康推進課	健康推進課	子育て世代包括支援センター事業
				保育幼稚園課	保育幼稚園課	保育コンシェルジュ事業
健康推進課	健康推進課	出産・子育て応援事業				
ニ	自立相談支援事業	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業			
第2号	参加支援	<b>新</b> 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	地域共生推進課			
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課	地域介護予防活動支援事業	
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢福祉課	生活支援体制整備事業	
	ハ		地域活動支援センター事業	障害福祉課	地域活動支援センター事業	
	ニ		地域子育て支援拠点事業	子育て相談室	親子ひろば事業	
			<b>新</b> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業			
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<b>新</b> 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	地域共生推進課			
第5号	多機関協働事業	<b>新</b> 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能				
第6号	支援プランの作成	<b>新</b> ※多機関協働事業と一体的に実施				



## ◆工夫

### ○相談支援総合調整会議の活用

→健康部、福祉部及び子ども家庭部の相談支援に関する業務の総合調整等を行い、福祉に関する相談窓口の総合的な運営を図るために設置。部課長で組織された調整会議と係長を中心とした担当者会議で構成されている。

担当所管課が決まっていない事例や複数の部署をまたぐ事例として、8050問題、ごみ屋敷問題、ケアラー(ダブルケア、ヤングケアラー)などを題材としてきた。

担当者会議では、現場の中心である係長同士による意見交換がされており、横の連携をスムーズに行えている。すでに複雑化・複合化した問題に取り組んでいたことから重層的支援体制整備事業用の新たな会議体の立ち上げは不要となった。

### ○相談支援包括化推進員を直営でも配置予定

→他機関協働事業は、「支援者の支援」の側面があるが、重層的支援体制整備事業は庁内調整も多く専門性の担保が必要と考え配置する予定である。

## ◆課題

### ○重層的支援体制整備事業のメリットが伝わりにくい

→既存事業を活用して行うことを前提としているため、何が変わるのか、業務量だけが増えるのではないかという意見が多くある。住民と支援者の両者がメリットを感じられるように事業を展開し説明が必要となる。

### ○実施計画策定や交付金のとりまとめ

→地域福祉計画との調整や予算編成に影響があるため事務量が多くなる。